

ラルズ優越的地位濫用事件東京高裁判決**【文 献 種 別】** 判決／東京高等裁判所**【裁判年月日】** 令和 3 年 3 月 3 日**【事 件 番 号】** 平成 31 年（行ケ）第 13 号**【事 件 名】** 審決取消請求事件（（株）ラルズによる審決取消訴訟）**【裁 判 結 果】** 請求棄却**【参 照 法 令】** 独占禁止法 19 条（2 条 9 項 5 号）・20 条の 6・平成 21 年附則 2 条**【掲 載 誌】** 公正取引委員会審決等データベースシステム

◆ LEX/DB 文献番号 25569362

北海学園大学教授 稗貫俊文

事実の概要**1 ラルズの地位と仕入れ組織**

ラルズは、食料品、日用品雑貨、衣料品等の小売業を営む事業者で、売上高は毎年増加しており、北海道区域における大手スーパー A や B との競争の中で食品の総売上高で第 2 位、総売上高で第 3 位の地位を占めていた。

ラルズの営業本部に仕入業務を統括する商品統括部があり、その下に商品分類別に第 1 から第 8 商品部までが設置されていた。各商品部にゼネラルマネジャー（GM）と仕入担当者が配置され、各商品部を統括する統括部長を営業本部長の A₁ 専務が兼任し、各商品部の仕入業務全般を指示していた。

2 ラルズと納入業者 88 社の関係

本件納入業者 88 社は、ラルズに商品を納入する納入事業者であり、食料品、日用雑貨品、衣料品等の製造または販売業者であった。ラルズは、平成 21 年 4 月 20 日から平成 24 年 3 月 13 日の期間に、①本件納入業者のうち 53 社に対して、各 GM の指示に基づき、各商品部の仕入担当者が、事前に従業員等派遣を要請した。② 54 社に対して、専務 A₁ からの指示等に基づき、各商品部の仕入担当者が、事前に要請額を伝達してオープンセール協賛金の供出を求め、また 86 社に対して、専務 A₁ が創業祭協賛金の提供を直接要請した。また、③納入業者 18 社に対して、商品部が、部署毎に本件商品（紳士服等）の販売目標を設定し、これを納入業者 18 社毎に割り振った数量を示して本件商品の購入を要請し、数量に達しない納入業者に購入を再度要請していた。公正取引員会（以

下、「公取委」）は、平 24・1・27 に原告の事業所に立入検査を行った。

3 ラルズに対する排除措置命令と課徴金納付命令

公取委は、ラルズが、継続的に取引関係にある本件納入業者 88 社に対して、独禁法 2 条 9 項 5 号イ及びロに該当する行為を行い、同法 19 条に違反するとした。その際、公取委は、88 社に対する不利益行為を 1 個の違反行為とし、平成 25 年改正法附則 2 条の「施行日以後になくなっていないものについては、課徴金を命じることができない」という趣旨の規定により、ラルズの違法行為の対象期間を平成 22 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 13 日までとして、平成 25 年 7 月 3 日に排除措置と 12 億 8713 万円の課徴金納付を命じた。原告はこれを不服として本件各命令の取消しを求める審判請求をした。

4 公取委の審判審決

公取委は、平 31・3・25 に、被審人ラルズによる取消請求を棄却する審決を下した。公取委は、被審人ラルズについて、北海道における市場の地位と順位、納入業者 88 社の被審人に対する取引依存度、取引先の変更可能性、その他被審人と取引することを必要とする具体的な事実などを総合的に検討し、被審人は優越的地位にあると認定した。そして、公取委は、被審人が、取引上の優越的な地位を利用して、対象期間中に、88 社に対して、計画的、組織的に遂行された一体的な行為により、「正常な商慣習に照らして不当」な不利益行為を受け入れさせたとし、本件各命令に違法はないとした。ラルズは本件審決の取消しを求める訴訟を東京高裁に提訴した。

判決の要旨

東京高裁は原告ラルズの請求をすべて棄却した。

1 争点1：原告ラルズの地位と 納入業者 88 社との関係

原告は、納入業者に対して原告が優越的地位に立つとの公取委の認定の方法を批判し、原告の売付市場の地位（順位）よりも、買付市場の地位を明らかにすべきであり、また、買付市場における原告の地位は、商品毎に市場画定し、コンビニやドラッグストアを含めた上で検討すべきとした。しかし、裁判所は、原告が売付市場で有力な地位にあれば、88 社は安定的な売上高とその増加を見込めるので、買付市場や商品毎の市場を考慮するまでもないとした。また、業態の異なるコンビニやドラッグストアは納入業者にとって代替的取引先ではないとし、仮にこれらの業態を含めて市場画定しても、原告の順位は 5 位、シェアは 5.1～5.3% で相応の地位にあり、原告の主張は採用できないとした。

原告は、優越的地位の存在は利益の多寡で判断すべきとし、また、アンケート調査では原告への依存度が低いと回答しても、原告への売上高が 10% を超えていれば、納入業者 27 社の依存度は高いと評価されており、その実質的証拠がないとした。しかし、裁判所は、売上高は一指標に過ぎず、27 社の事業形態、継続取引の実態を踏まえて依存度が高いとしており、10% 超だけで判定していないとした。

原告は、納入業者 34 社について、原告が占める順位が 10 位程度でも依存度が高いとされ、原告との取引継続が重視されるという評価の根拠が不明であり、そのうち取引依存度が 5% 未満の 14 社は、原告との取引が失われても事業経営上大きな支障を生じないとした。しかし、裁判所は、原告の順位が継続して高い場合には、納入業者がその取引の存続を前提に事業方針を立てるから、原告との取引が困難となれば、事業経営上大きな支障を来すことが窺えるとした。そして、取引依存度が 5% 未満の 14 社を含め、34 社について、当該順位や諸事情から原告と取引することが重要かつ必要であったと認められ、原告の主張は採用できないとした。

そのほか、原告は、納入業者 22 社の営業拠点

重視の評価等について批判をしたが、これも受け入れられなかった。

2 争点2：正常な商慣習について

原告は、北海道地区で、納入業者に要請したような行為は商慣習として存在しており、それらが不当であるとする実質的証拠がないとした。しかし、裁判所は、原告と同規模のライバル事業者 B が、従業員の派遣について納入業者と覚書を交換し、費用請求を促し、協賛金等についても事前に協議して目標金額や支払い割合などの条件を合意するなど本件行為と異なる対応をしており、原告の主張は前提を欠くとした。そして、本件取引は対等の立場ではなく、公正競争維持の観点からは認められないとした。

3 争点3：違反行為期間

公取委が、納入業者 88 社に対する不利益行為を 1 つの違法行為と構成し、それにより本件対象期間を 1 つに定めたことに対して、原告は、独禁法 20 条の 6 の「当該行為」は、個々の取引相手に対する行為と規定しており、「当該行為」の対象期間も取引相手毎に定めるべきと批判した。しかし裁判所は、「当該行為」が、継続的、組織的、計画的に一連の行為として行われるときは、これを一体として 1 個の違反行為とするべきであり、これを細分化して、相手方毎に違反行為の始期と終期を認定して課徴金を算出するのは、1 個の行為という評価と整合的でないとした。また、平成 17 年最判（後述）は違反行為の抑止のための行政措置として、機動性、算定の明確性、簡明性が要請されるとしており、その趣旨は 20 条の 6 にも妥当するとし、原告のこのような算定方法は、計上が複雑で算定困難になり、上記のような要請に応えることができないとした。

また、原告は、ある者が違反行為を行っている期間であれば、他の者が違反行為を行っていない期間でも、他の者の原告との取引金額が課徴金の算定の対象とされる点で不都合が生じるとするとした。しかし、裁判所は、一連の違反行為が 1 個の行為であると認められるときは、当該事業者の濫用行為の態様や収受される利得に関連するのは、相手方にかかわらず、一律に認定される違反行為の期間における当該事業者の取引額全体であるとした。

判例の解説

一 取引上の優越的地位は、相手方に応じて相対的と考えられるところ、課徴金制度の導入前には、個別の取引相手に対する優越的地位の立証は要せず、ある事業者が、取引通念上、多数の取引相手にとってきわめて有力な地位にあり、取引相手がその事業者と商品の納入取引を行うことを強く望んでいる状況にあると認められるとき、それで優越的地位の存在は認められていた（三越事件、昭57・6・17 審決集29巻31頁）。しかし、平成21年の法改正で、優越的地位の濫用規制に制裁性のある課徴金制度が導入され、また課徴金の算定対象が濫用者の個々の取引相手への売上額（または買上額）とされたことから、公取委は、課徴金制度の厳正な運用のために、優越的地位の存在を取引の相手方毎に判断することにした。

他方、多数の納入業者に対する濫用行為が当該事業者により計画的・組織的に行われた場合に、まとめて1つの違反行為とすることは、課徴金制度の導入前より行われていた（三越事件、同上）。そのやり方は課徴金制度導入後も続けられた。

本判決において、それは、20条の6のカッコ書きの「当該行為の相手方が複数ある場合」という文言の合理的解釈として、また課徴金制度の「積極的かつ効率的な運営により抑止の効果を高めるには算定が容易であることが必要である」という平成17年9月13日の機械保険連盟課徴金事件最高裁判決（民集59巻7号1950頁、審決集52巻723頁）の趣旨にかなうものとして是認された。

この判決により、今後、公取委は、優越的地位の濫用事件を本件と同様に処理することは間違いないであろう。

二 しかし、公取委が、優越的地位を取引相手毎に判断することにしたことは、濫用行為を1行為とし実施期間を1期間としたことは平仄が合わないところがある。言い換えれば、優越的地位の判断の個別化は課徴金制度の簡易な運用を制約しかねない。

1 「優越的地位」に関する総合判断の不確実性

優越的地位の存在を「取引の相手方」毎に判断するということは課徴金の算定の基礎に相応しくない。課徴金は簡易な算定方法が求められるべきであるが、優越的地位の個別的判断を導入したこ

とで、その要請に応え難くなった。公取委は、「原告との取引の継続が困難となれば、事業経営上大きな支障を来すことになるか」という仮定の設問を設け、それを取引依存度や他の代替の取引関係などから明らかにするために、納入業者の原告への販売率や順位を調べ、納入業者にアンケートやヒアリングをする。こうして行う「総合判断」は、時間と手間がかかる割に、これを争う者に困難を強いるグレーゾーンが多い。また、このような場合の常道とはいえ、課徴金に関わる場合には、納入業者へのアンケートやヒアリングのみを集約して評価するのは公正ではないであろう。

2 1個の行為、1期の期間という構成

裁判所は、違反行為を納入業者毎に構成するという原告の議論は違反行為の実態と相応しないとす。行為者は、不利益行為の要請を計画するとき、一群の納入業者に対して一律の計画を立てて、一斉に実施するのが通例であるから、違法行為を1個にまとめて、これに措置を命じることは合理性があるというのである。また、その課徴金の算定方法への影響は無視できないとする。原告の批判にもかかわらず、公取委が納入業者毎に異なる実行期間が成立するという考えを取れば、納入業者に対する違反期間が複雑多様になり、實際上、課徴金の算定は著しく困難になるという。いずれもその通りではある。1行為で1期間¹⁾が課徴金の算定を簡易にし、また、そうしなければ課徴金の運用は困難になる。

しかし、このことに関して、公取委が優越的地位を個別に判断するとしたことは、その意に反する影響生み出す。すなわち、優越的地位の判断が納入業者毎に行われるべきものであれば、通常、それを「利用した」濫用行為も納入業者毎の行為とすべきことになる。また、この観点に立てば、原告が批判するように、違法行為の期間をまとめて1行為1期間とすると、濫用者がたまたま納入業者Aに濫用行為をしていない期間でも、納入業者Bへの濫用行為が継続していれば、その期間のAに対する濫用者の売上高（または購入高）も課徴金の算定対象になる。これは著しく不都合である²⁾。優越的地位の個別判断が行われる限り、1個の違反行為や1期の期間という構成は本来できないはずである。

3 優越性の個別的判断の現実的な意義

公取委は、課徴金の簡易な算定のために1行為

1 期間の構成を選択する一方、課徴金の算定を厳正にするために、簡易な算定方法の要請と整合しない「優越的地位」の個別調査を取って行う。それには、2 条 9 項 5 号柱書の「自己の取引上の地位が相手方に優越しているのを利用して」の要件を厳正に解さなければならないという法的な要請以外の理由はないと思われる。もし濫用者が相手方に対して優越的地位になれば、濫用行為は起りえないというのが理由であれば、そのときは優越的地位を調べる必要はないだろう。また、濫用者が相手方に対して優越的地位になれば、濫用行為は害がないから過剰規制になるというのが理由ならば、それは正しい認識ではない。従業員派遣の要請で、「要請の条件等が不明確で、相手方にあらかじめ計算できない不利益を与える」ものを受け入れた特定の納入業者が、仮に濫用者に対して対等ないし優位に立つとした場合、その納入業者に対する要請は無害といえるだろうか。優越的地位の存在は、法的要件ではあるが、それを見る現実的な意味は乏しい。

三 優越的地位の要件を見ないとしても、濫用が行われる下流市場の競争を見れば、原因を理解し、濫用行為の規制はできる。

1 依存関係の適正な範囲

本件裁判所の認定では、事件当時、道内において、原告ラルズは、A や B と競うかたちで事業活動を展開していた。食品スーパーの間に競争が存在するとき、個々の食品スーパーにとって、納入業者との継続的な取引関係は重要な経営資源となる。納入業者にとっても、需要者の動向に即した商品の配列のために旧製品の返品・減額を自ら提案し、食品スーパーの要請に積極的に応えることが利益になることがある³⁾。商品の単なる売買を超える依存関係が川下市場の競争圧力から生まれていることが、これまでの違反事件においても示されている。例えば、トイザらス事件審決（平 27・6・4 審決集 62 巻 119 頁）では、違法でないとして返品や減額の中に、納入業者への依存と協力の関係が認められるものがある。納入業者による減額を原資にしてトイザらスが値引き販売で旧商品を処分したことで、納入業者は自己の新商品の配列を早期に実現するなど、消費者の需要動向に応じて、納入業者の商品の販売拡大を目指す活動が可能とされていた⁴⁾。本件においても、ラ

ルズの「正常な商慣習に照らして」に関する独自の議論に対して、裁判所は、ラルズの競争者である B が、納入業者と明確で合理的な契約関係を形成して取引している事実を挙げて、ラルズの議論を一蹴している。B の例も、川下市場からの競争圧力の下で依存と協力の関係が働いている例であろう。

2 取引環境の 1 つとしての優越的地位

このような継続的な依存関係の中では、しばしば、納入業者への過剰な依存が本件のような濫用行為として現われる。濫用行為の原因は川下市場からの競争リスクを取引業者に過剰に転嫁することによるのであろう。このとき優越的地位はそれを可能とさせる取引環境の 1 つに過ぎないと見るべきであろう。これまで濫用行為が違法とされた事例の検討を見る限り、優越的地位の要件を重視しなくても、濫用行為を規制することに支障はないと思われる。

おわりに

優越的地位は課徴金導入以前から濫用規制の要件とされ、また「優越的地位に関する独占禁止法上の考え方」（公取委平 22・11・30、平 29・6・16 改正）に依拠した公取委による優越的地位の個別判断を、東京高裁が是とした以上、法改正をしない限りこれを変更することは難しいだろう。本稿で述べたことは、敢えて解釈論上の問題点としておきたい。

●——注

- 1) この場合、1 期間は、88 社のいずれかの者への不利益行為の要請が始期となり、いずれかの者への最後の不利益行為の要請の効果が消滅したときを終期とする。この立場では、この期間中のいずれかの納入業者に対する違法行為の中断などは課徴金の算定上控除できない。
- 2) このような算定法を違法と断ずるものとして、根岸哲・公取 832 号（2020 年 2 月）47 頁以下、52 頁。
- 3) この議論は、森平明彦「ドイツ需要力濫用規制の問題点——エデカ事件連邦通常裁判所判決の検討 [I]」高千穂論叢 54 巻 2 号（2019 年 11 月）、同 [II 完] 同 54 巻 3 号（2020 年 2 月）で紹介されたドイツ独占委員会報告書（座長メストメッカー教授）やケーラー教授の議論から学んだ。
- 4) 審決集 62 巻 130 頁以下の納入業者 H、I、J、B、C、K の返品や減額の検討を参照。